

宝塚市いじめ防止等対策推進会議設置要綱

(設置)

第1条 宝塚市いじめ防止等に関する条例（平成26年条例第40号。以下「条例」という。）に定める基本理念にのっとり、本市の子どものいじめ防止等のための対策を効果的に推進するため、条例第5条の規定に基づき、宝塚市いじめ防止等対策推進会議（以下「対策推進会議」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 対策推進会議は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) いじめ防止等の対策に係る取組の策定に関すること。
- (2) いじめ防止等の対策に係る取組の進捗管理に関すること。
- (3) いじめ防止等の対策に係る取組の連絡調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、いじめ防止等の対策のために必要があると認められること。

(組織)

第4条 対策推進会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長には学校教育部長を、委員には別表に掲げる者をもって充てる。
- 3 会長は、対策推進会議を主宰する。
- 4 会長は、会長に事故あるとき、その職務を代行するため、委員の中から会長代理を指名することができる。

(運営)

第5条 対策推進会議の会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。
- 3 会長は、必要に応じてワーキンググループを設置することができる。

(庶務)

第6条 対策推進会議の庶務は、学校教育課が行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、対策推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

別表（第4条関係）

学校教育室長
学校教育部次長（特別支援・人権教育担当）
幼児教育センター所長
学校教育課長
教育支援室長
教育研究課長
教育支援課長
青少年センター所長
教育企画課長
職員課長
施設課長
学事課長
学校給食課長
社会教育課長
スポーツ振興課長
宝塚市中学校長会代表者（2名）
宝塚市立小・特別支援学校長会代表者（2名）
人権男女共同参画課長
保健施策推進担当課長
障害福祉課長
子ども政策課長
子ども家庭室課長（家庭児童相談担当）
子ども家庭支援センター所長
青少年課長